

道の駅世羅拡張整備基本設計・実施設計業務仕様書

I 業務概要

1. 業務名称

道の駅世羅駐車場拡充設計業務

2. 業務目的

「道の駅世羅」は、世羅町の基幹産業の振興拠点であり、観光情報発信拠点でもある。この度、観光客の受け入れ体制を強化するとともに、地域住民の交流を一層促進することを目的として、駐車場の拡張及び大屋根イベントスペースの整備を行う。

本業務は、利用者の利便性の向上を図るとともに、効率性、経済性及び将来の維持管理にも配慮した基本設計及び実施設計を行うことを目的とする。

3. 業務内容

「道の駅世羅」の大型駐車場新設・既設駐車場の再整備・大屋根イベント広場の新設の基本設計及び実施設計を行う業務である。また、大屋根イベント広場の発注に必要な図書の作成及び建築確認等申請業務を行う。

4. 履行期間

契約日の翌日から令和10年3月31日（検査期間15日を含む。）

5. 業務対象施設の概要

(1)施設名称：道の駅世羅

(2)場 所：広島県世羅郡世羅町川尻2402-1

(3)用途地域及び地区の指定：都市計画区域外

(4)設計範囲：①道の駅世羅北側の約3,300㎡の隣接地（現地目は農地）を駐車区画（大型車10台程度）、植栽等の整備

②既設駐車場の再整備（約5,320㎡）アスファルト表層、駐車区画（普通車150台程度）屋外サイン等の整備

③大屋根イベント広場（約850m²）の整備

6. 設計と条件

設計段階においては、利便性、効率性、コスト等の観点から、より適切な施設規模について検討、設定すること。

II 業務仕様及び内容

1. 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に定めのない事項にあつては、「公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕統一基準）」「土木設計業務等共通仕様書」「土木工事共通仕様書」等の関係法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。

2. 業務の内容

(1) 基本設計

対象施設の基本設計を実施する。基本設計の業務内容を下表に示す。

表 II-1 基本設計業務内容

項目	業務内容
(1) 設計条件等の整理および事前調査	要求事項に基づき設計条件として整理する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築及び申請等に関する法令及び条例上の制約条件を調査し、関係機関との打合せを行う。
(3) 上下水道、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で敷地に対する上下水道、ガス、油、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 別途発注の測量調査業務とのすり合わせ	業務着手後、敷地測量やボーリング調査等の内容について当該事業者と協議を実施すること。
(5) 基本設計方針の策定及び基本設計図書の作成	設計条件に基づき、構造等を含め平面計画、階構成計画等を総合的に比較検討し、基本設計方針の策定及び基本設計図書を作成する。
(6) 基本設計概要資料の作成	基本設計に関して取りまとめた資料を 2026 年度の世羅町議会（＊月に実施予定）に向けて作成すること
(7) 概算工事費の算出	基本設計図書の作成が完成した時点において、当該基本設計図書に基づく建設工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書を作成する。

(2) 実施設計

対象施設の実施設計を実施する。実施設計の業務内容を下表に示す。作成図面の内容及び縮尺は業務着手時に委託者と協議すること。

表 II-2 実施設計業務内容

項目	業務内容
(1) 要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、委託者の要求等を再確認し、必要に応じ設計条件の修正等を行う。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	建築物の建築及び申請等に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査及び打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	①総合検討 基本設計方針に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、実施設計方針を策定する。
	②実施設計のための基本事項の確定 基本設計段階以降に検討された事項のうち、委託者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
(4) 実施設計図書の作成	①実施設計図書の作成 実施設計方針に基づき、委託者と協議の上、技術的な検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその①仕様、②工事材料、③寸法、④詳細の形状、⑤設備機器及び防災設備等の種別、⑥品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法等）を具体的に表現する。

	②確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な確認申請図書を作成する。
(5)	工事費の検討	実施設計図書の作成が完成した時点において、当該実施設計書に基づく工事に通常要する費用を積算し、積算図書を作成する。また、概略工事工程表を作成し、それに合わせて概算工事費を積算する。

(3)地質調査

対象の地質調査を実施する。地質調査の業務内容を下表に示す。実施位置や内容は業務着手時に委託者と協議すること。

項目	業務内容
(1) ボーリング調査	地層及び岩種・岩質や孔内水位の確認、成層状態の把握等のため実施する。実施個所等については、委託者と事前協議を行う。
(2) 標準貫入試験	地層の硬軟及び締まり具合の把握のため実施する。
(3) スクリューウエイト貫入試験	表層部の軟弱な粘性土層の分布や層厚、強度を確認する。実施個所等については、委託者と事前協議を行う。
(4) 解析	資料整理のとりまとめ、断面図等の作成を行う。
(5) その他	ボーリング調査にともなう足場設置やポンプ設置、環境保全囲い等を適切に行う。

Ⅲ 業務の実施

1. 一般事項

- (1) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- (2) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- (3) 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

2. 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法や道路法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省が制定又は監修したものとする。

- ・設計業務等共通仕様書（令和7年8月）広島県
- ・地質・土質調査業務共通仕様書（令和7年8月）広島県
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）

- ・ 建築設計基準及び同解説、建築構造設計基準及び同解説
- ・ 公共建築工事積算基準、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準
- ・ 建築設備計画基準、建築設備設計基準
- ・ 建築物解体工事共通仕様書

3. 業務計画書

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任（下請負）承諾願」に添付し、提出すること。（共通仕様書第3章 3.5の規定は適用しない）

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年等
- (3) 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- (4) 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- (5) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、経験年数等（建築、構構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- (6) 緊急連絡先
- (7) その他

4. 管理技術者の資格要件

- (1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。

○建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ）第2条第2項に規定する一級建築士、または同第3項に規定する二級建築士

- ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士
- ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士
- ・ (社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

当業務の受注者は、建築確認申請業務に当って、建築士法の規定により構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が自ら設計するか、これらに法適合確認を依頼すること。

5. 地元関係者等への説明、交渉等

受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際必要に応じて、これに協力する。

6. 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- (1) 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- (2) 設計施設と周辺の環境との調和

- (3) 使用上の利便性
- (4) 経済計脆性、維持管理容易性及び各種設備更新時の検討
- (5) 工事の安全性及び公衆災害の防止
- (6) 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること）
- (7) 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること）

7. 積算に際しての留意事項

工事内訳書に採用した単価について、全ての単価根拠資料を添付すること。見積りによる場合は、3社以上の見積もりを徴収し比較表を作成すること。

IV 報告書及び成果物について

1. 基本設計時の提出図書

基本設計時完了時には、下表に示す図書を提出すること。

表 IV-1 基本設計時の提出図書

No	図書等	備考
1	基本設計図書	製本版、成果品 CD 含む
	・基本設計説明書	
	・意匠計画概要書	
	・構造計画概要書	
	・設備計画概要書	電気設備、給排水設備
	・工事費概算書	
	・諸官庁協議書、打ち合わせ議事録	
	・その他町が必要とする図書等	設計条件整理表、開発協議書等を含む

2. 実施設計時の提出図書

実施設計時完了時には、下表に示す図書を提出すること。

表 IV-2 実施設計時の提出図書

No	図書等	備考
2	実施設計図書	製本版、成果品 CD 含む
	・実施設計図	
	・実施設計説明書	
	・数量調書	
	・工事費内訳明細書	
	・構造計算書	
	・設備設計計算書	
	・各種省エネルギー計算書	
	・備品リスト	
	・備品カタログ	
	・サイン計画書	
	・許可等申請、各種届出等書類	
	・諸官庁協議書、打ち合わせ議事録	
	・完成透視図	A 3 版以上、外観 1 カット以上
	・その他町が必要とする図書等	各種申請書類、確認検査済証、設計条件整理表 等

3. 地質調査時の提出図書

地質調査時完了時には、下表に示す図書を提出すること。

表 IV-2 実施設計時の提出図書

No	図書等	備考
3	地質調査解析成果品	製本版、成果品 CD 含む
	・地質・土質調査業務共通仕様書（令和7年8月）広島県に基づく成果品を提出すること。	

V その他

1. 回答書の作成・瑕疵の修補

成果品の引き渡し後、当初設計に関する疑義が生じたときは、委託者と協議し、受託者は原則として無償で疑義に対する回答書を作成する。

2. 手続き業務について

確認申請、構造計算書及びバリアフリー法、広島県福祉のまちづくり条例、省エネ法等に関する書類は、事業者が責任を持って作成し手続きすること。

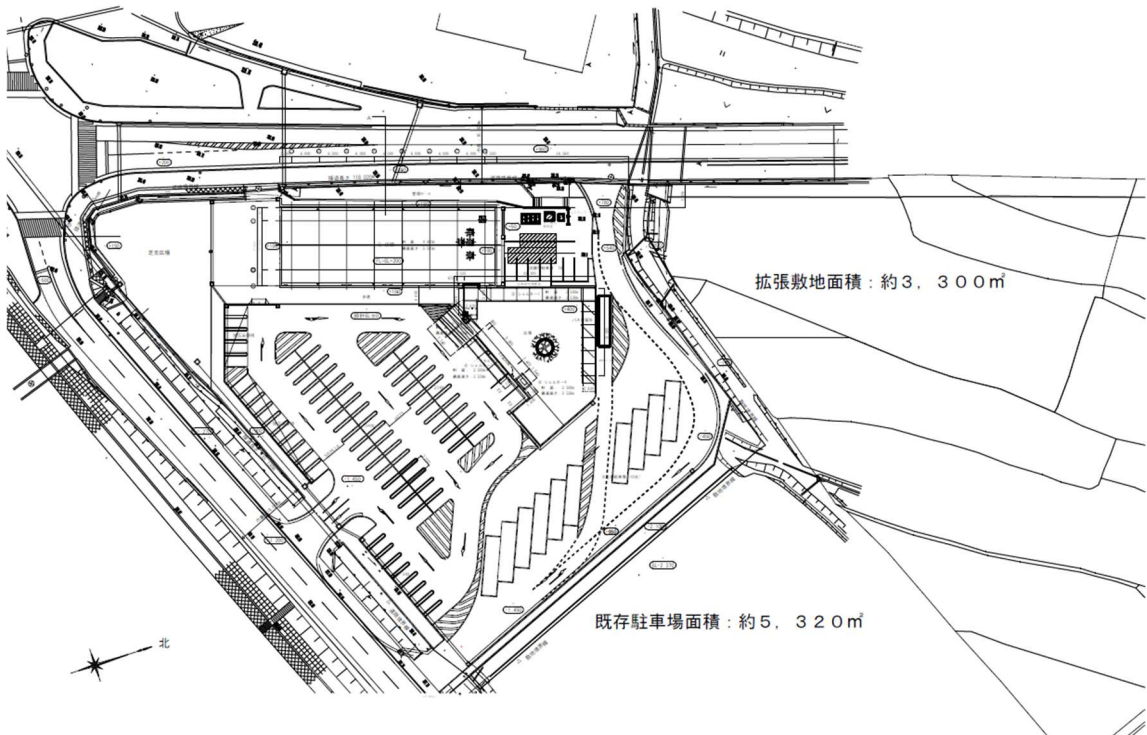
3. 守秘義務

業務上知り得た秘密は外部に漏らさないように厳守すること。

4. 実施年度

基本設計業務及び地質調査解析業務は令和8年度に実施し令和8年度内に検査を受けること。実施設計においては、令和9年度に実施し履行期間内に検査を受けること。

5. 業務対象エリア図



6. 工事費等について

本業務は内閣府「地域未来交付金」を活用した事業である。工事についても、同交付金を活用予定であり工事費等について発注者と協議のうえ業務遂行すること。